

みやこ町立豊津保育所重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	みやこ町
事業者の所在地	福岡県京都郡みやこ町勝山上田 9 6 0 番地
事業者の連絡先	0 9 3 0 - 3 2 - 2 5 1 1
代表者氏名	みやこ町長 内田 直志

(2) 施設の概要

種別		保育所						
名称		豊津保育所						
所在地		福岡県京都郡みやこ町豊津 1 1 1 0 番地						
連絡先		(電話番号) 0 9 3 0 - 3 3 - 4 1 5 0 (FAX番号) 0 9 3 0 - 3 3 - 4 9 1 6						
施設長氏名		花田 昌代						
開設年月日		昭和 3 0 年 5 月 1 日						
利用定員	(2 号)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	(3 号)	3 人	6 人	9 人	2 0 人	2 1 人	2 1 人	8 0 人
当園の基本理念・方針		○児童の人権に十分配慮し、児童一人一人の意思及び人格を尊重するものとする。 ○児童の最善の利益を考慮し、適切な環境を通して、児童の立場、状況その他発達過程に応じた適切かつ良質な保育を行うことにより、その生涯に渡る人間形成の基礎の育成に努めるものとする。 ○保護者、関係機関その他地域に存する社会資源との緊密な連携を図り、地域に開かれた保育所として、全ての子育て家庭に対する支援に努めるものとする。						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2 1 7 6 . 8 5 m ²
	園庭	1 , 2 8 0 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート平屋建て
	延べ	6 8 5 . 9 8 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
ほふく室		
保育室	4 室	
遊戯室	1 室	

(5) 職員体制（令和7年4月1日現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1 人	1 人	人	
保育士	1 7 人	8 人	9 人	
調理員	3 人	2 人	1 人	
栄養士	0 人	人	人	
嘱託医	2 人	人	2 人	医師 1 名、歯科医師 1 名

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時00分
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分
延長保育	保育標準時間	朝：－ 夕：午後6時～午後7時
	保育短時間	朝：午前7時30分～午前8時30分 夕①：午後4時30分～午後6時 夕②：午後6時～午後7時
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後7時00分
	土曜日	午前7時30分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

（７）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
上乗せ徴収			
実費徴収（※）	３・４・５歳児の副食費 （おかず・おやつ代等）	１ヶ月あたり	４，５００円
その他	延長保育（標準時間）午後６時以降	１時間あたり	１００円
	延長保育（短時間）午前７時３０分～午前８時３０分	１回あたり	１００円
	延長保育（短時間）午後４時３０分～午後６時	１回あたり	１００円
	延長保育（短時間）午後６時以降	１時間あたり	１００円

※みやこ町に住所を有する園児については、徴収いたしません。

また、みやこ町以外に住所を有する園児については、当該市町村からの免除対象の通知があった場合は、徴収いたしません。

なお、徴収対象の方は、欠席があった月についても、４，５００円全額をお支払いいただきます。

（８）提供する特定教育・保育の内容

○児童福祉法第２４条第１項の規定による保育

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4 月	入園式 健康診断 家庭訪問
5 月	保育参観 交通公園（園外保育）
6 月	保育参観 虫歯予防集会 高齢者ふれあい
7 月	親子ふれあい（5 歳児）七夕集会 プール開き お楽しみ会
8 月	平和保育
1 0 月	運動会 社会見学 高齢者ふれあい 人権集会 健康診断
1 2 月	発表会 クリスマス会
1 月	保育参観（マラソン会）
2 月	観劇
3 月	お別れ会 お別れ遠足 卒園式 修了式

(1 0) 利用の開始及び終了に関する事項

【 2 号・3 号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	町が行う利用調整による
退園理由	・ 2 号・3 号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると町が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(1 1) 嘱託医

医療機関の名称	長末医院
医院長名	長末 隆寛
所在地	福岡県京都郡みやこ町豊津 2 8 - 2
電話番号	0 9 3 0 - 3 3 - 4 1 4 5

(1 2) 嘱託歯科医

医療機関の名称	さかき歯科医院
医院長名	榊 祥宏
所在地	福岡県京都郡みやこ町豊津 3 5 9 - 6
電話番号	0 9 3 0 - 3 3 - 2 0 3 7

(1 3) 緊急時における対応方法

○当所職員は、保育の提供を行っているときに、乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は乳幼児の主治医及び保護者に連絡するなど、必要な措置を講じます。
○保育の提供による事故が発生した場合は、委託元市町村、乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
○当所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
○乳幼児に対する保育の提供による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

【管轄する消防署】

消防署名	京築広域圏豊前消防署京都分署
所在地	福岡県京都郡みやこ町豊津 1 5 3 7 - 1
電話番号	0 9 3 0 - 3 3 - 2 1 8 8

【管轄する警察署】

警察署名	行橋警察署豊津駐在所
所在地	福岡県京都郡みやこ町豊津 3 4 3 - 1
電話番号	0 9 3 0 - 2 4 - 5 1 1 0

(1 4) 非常災害対策

防火管理者	岡野 みどり
消防計画届出年月日	令和 7 年 4 月 1 日
避難訓練	毎月 1 回以上実施
防災設備	自動火災探知設備、消火器具
避難場所	豊津保育所園庭

（１５）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	代表保育士	林田 吏江子
相談・苦情解決責任者	保育所長	花田 昌代
第三者委員	主任児童委員	後藤 文恵
		山下 登代美

【要望・苦情等への対応方法】

○保護者は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができます。その場合、当所は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告します。

（１６）賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	保育所管理下における児童の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、医療費、障害見舞金、死亡見舞金が支給される。
保険金額	医療費（５００点以上のものについて支給）

（１７）個人情報の取り扱い

情報の取り扱い	当園では個人情報保護に関する基本方針として、「みやこ町個人情報保護法施行条例」に基づき、適正な維持管理を行っています。 なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。
---------	--

（１８）虐待防止等の措置

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係規定に従い、児童相談所へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。